

令和7年1月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

1 月 の 情 報 提 供

| | |
|---|--------|
| 1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和6年11月分) | ・ ・ 1 |
| 2. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局) | ・ ・ 5 |
| 3. 香川県の最低賃金の改正について | ・ ・ 7 |
| 4. 「令和6年度 整備管理者選任後研修」のご案内 | ・ ・ 8 |
| 5. 「運行管理者試験事前勉強会」のご案内 | ・ ・ 16 |
| 6. 「プラン2025目標達成セミナー」のご案内 | ・ ・ 17 |
| 7. 「令和6年度陸運事業者のための安全マネジメント研修」のご案内 | ・ ・ 19 |
| 8. 高松市街地路上貨物荷捌き所マップ | ・ ・ 20 |
| 9. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内 | ・ ・ 21 |
| 10. 陸災防香川県支部会員の皆様へ | ・ ・ 24 |

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っていません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和6年11月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年11月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和6年11月の運賃指数の概要

1. 令和6年11月の運賃指数は、前月比1ポイント増、前年同月比11ポイント増の140となった。
2. 11月末現在の求車登録件数は、185,448と前年同月比6,503増(3.6%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

| 年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 加入者数 (ID数) | 2,720 | 2,979 | 3,190 | 3,389 | 3,642 | 4,005 | 4,340 | 4,735 | 5,259 |
| 対象成約 件数 | 116,046 | 118,720 | 126,922 | 142,617 | 162,940 | 180,849 | 206,064 | 237,182 | 277,064 |

| 年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 加入者数 (ID数) | 5,694 | 6,062 | 6,401 | 6,551 | 6,396 | 6,519 |
| 対象成約 件数 | 288,956 | 272,250 | 289,573 | 292,118 | 290,891 | 192,329 |

※令和6年度は令和6年11月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

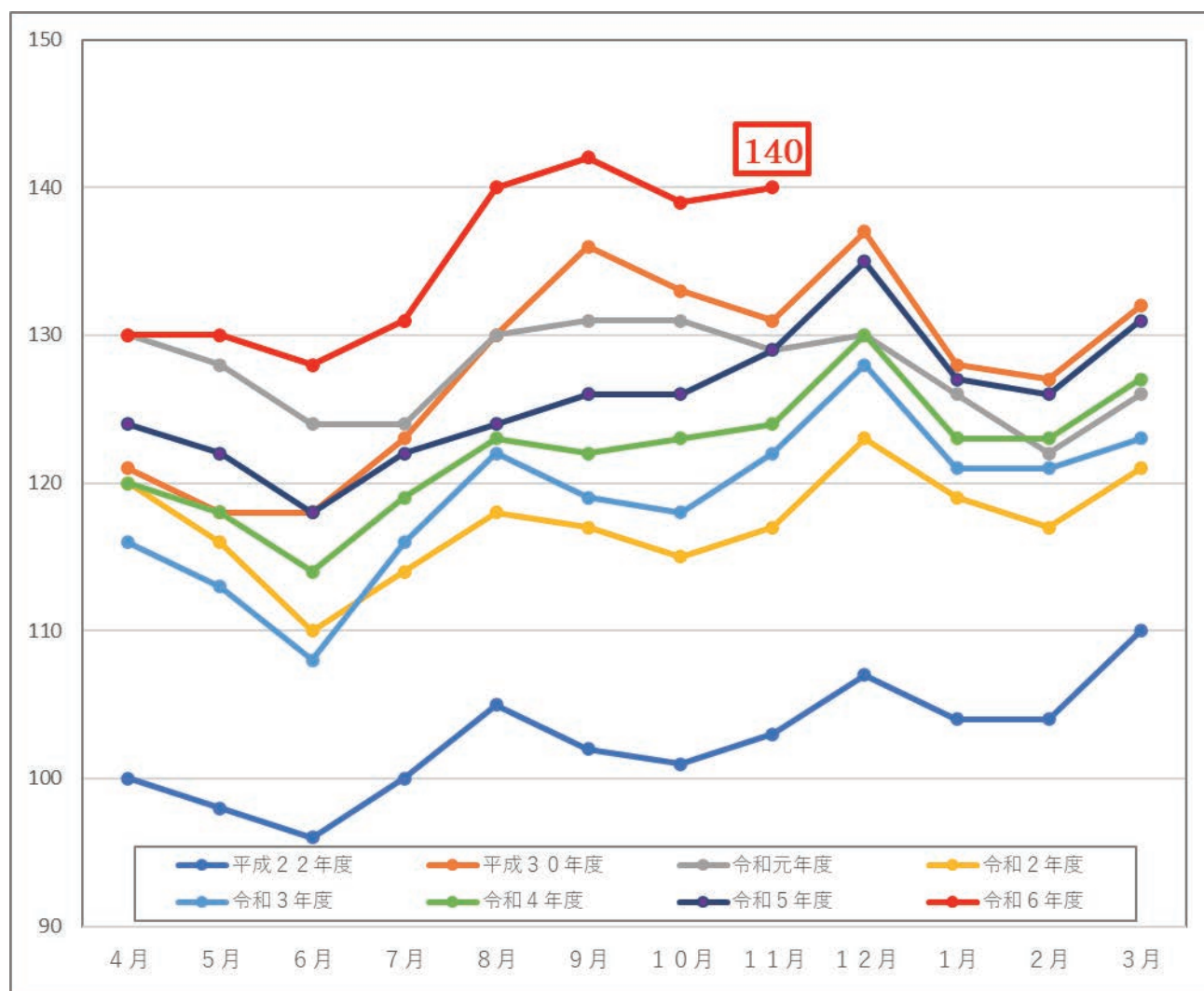
| 年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 登録件数 | 500,764 | 557,137 | 634,610 | 928,734 | 997,204 | 1,051,395 | 1,180,371 | 1,558,945 | 1,927,949 |

| 年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 登録件数 | 1,431,478 | 914,565 | 1,351,844 | 1,644,732 | 1,708,272 | 1,288,016 |

| 荷物情報 (求車) | 令和6年11月 | 前年同月比 | | 前月比 | |
|--------------|---------|----------|-------|----------|-------|
| | | 増減数 | 増減率 | 増減数 | 増減率 |
| 登録件数 | 185,448 | 6,503 | 3.6% | 1,539 | 0.8% |
| 成約件数 | 25,102 | -506 | -2.0% | -2,014 | -7.4% |
| 成約率 | 13.5 | -0.8ポイント | — | -1.2ポイント | — |

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成22年度 | 100 | 98 | 96 | 100 | 105 | 102 | 101 | 103 | 107 | 104 | 104 | 110 |
| 平成23年度 | 111 | 108 | 106 | 109 | 108 | 108 | 106 | 106 | 109 | 105 | 104 | 111 |
| 平成24年度 | 108 | 103 | 102 | 102 | 107 | 107 | 106 | 105 | 112 | 107 | 106 | 113 |
| 平成25年度 | 108 | 106 | 107 | 108 | 112 | 111 | 111 | 115 | 119 | 114 | 115 | 126 |
| 平成26年度 | 114 | 113 | 111 | 115 | 116 | 117 | 119 | 119 | 122 | 116 | 115 | 119 |
| 平成27年度 | 115 | 116 | 114 | 114 | 117 | 117 | 117 | 118 | 121 | 115 | 113 | 117 |
| 平成28年度 | 116 | 115 | 111 | 111 | 116 | 115 | 114 | 115 | 121 | 113 | 114 | 120 |
| 平成29年度 | 115 | 114 | 112 | 113 | 118 | 119 | 118 | 122 | 127 | 119 | 122 | 126 |
| 平成30年度 | 121 | 118 | 118 | 123 | 130 | 136 | 133 | 131 | 137 | 128 | 127 | 132 |
| 令和元年度 | 130 | 128 | 124 | 124 | 130 | 131 | 131 | 129 | 130 | 126 | 122 | 126 |
| 令和2年度 | 120 | 116 | 111 | 113 | 118 | 117 | 115 | 117 | 123 | 119 | 117 | 121 |
| 令和3年度 | 116 | 113 | 108 | 116 | 122 | 119 | 118 | 122 | 128 | 121 | 121 | 123 |
| 令和4年度 | 120 | 118 | 114 | 119 | 123 | 122 | 123 | 124 | 130 | 123 | 123 | 127 |
| 令和5年度 | 124 | 122 | 118 | 122 | 124 | 126 | 126 | 129 | 135 | 127 | 126 | 131 |
| 令和6年度 | 130 | 130 | 128 | 131 | 140 | 142 | 139 | 140 | | | | |

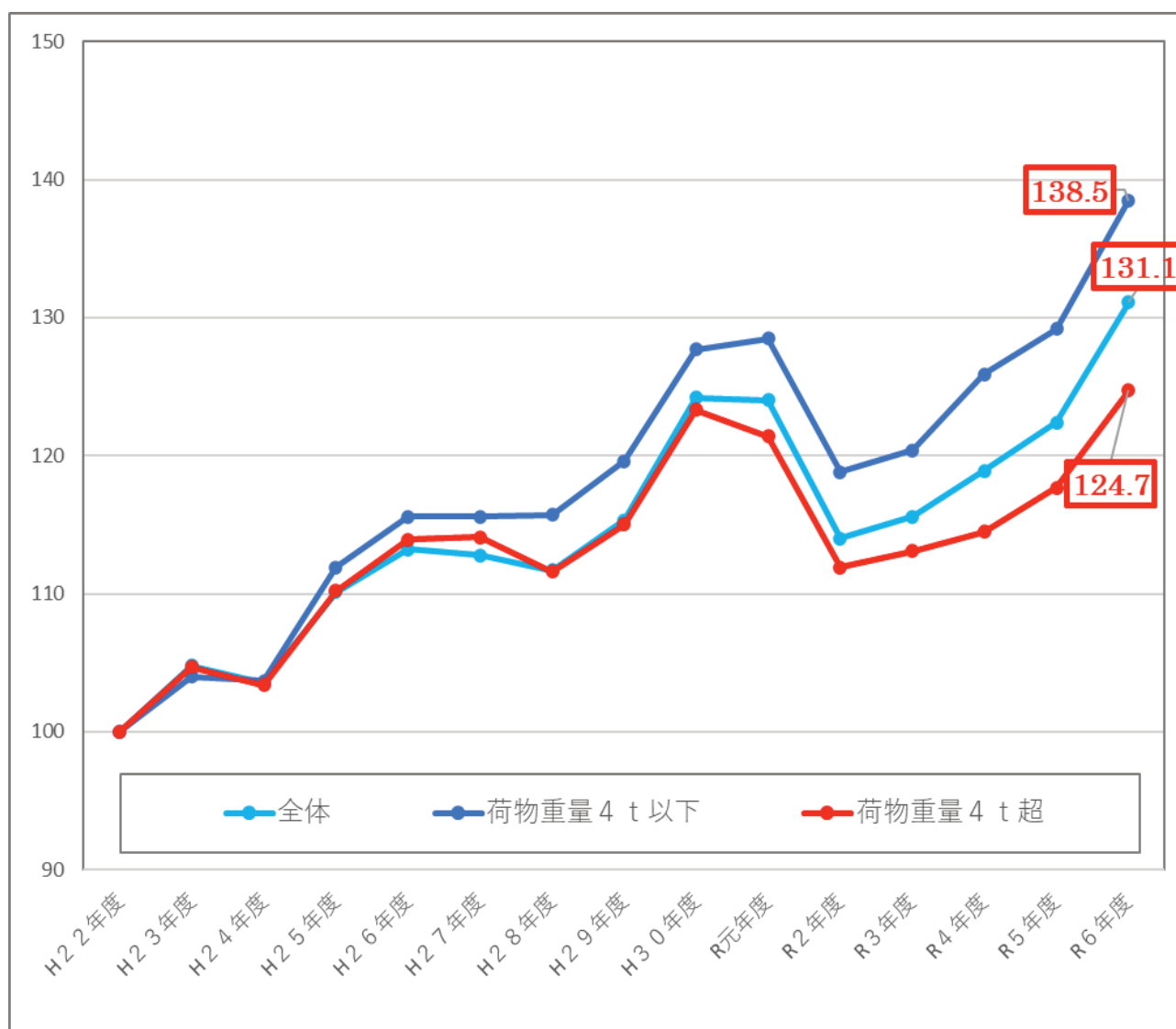


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

| 年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 全体 | 100 | 104.8 | 103.5 | 110.1 | 113.2 | 112.8 | 111.7 | 115.3 | 124.2 |
| 荷物重量 4t以下 | 100 | 104 | 103.7 | 111.9 | 115.6 | 115.6 | 115.7 | 119.6 | 127.7 |
| 荷物重量 4t超 | 100 | 104.7 | 103.4 | 110.2 | 113.9 | 114.1 | 111.6 | 115.0 | 123.3 |

| 年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 全体 | 124 | 114 | 115.6 | 118.8 | 122.4 | 131.1 |
| 荷物重量 4t以下 | 128.5 | 118.8 | 120.4 | 125.8 | 129.2 | 138.5 |
| 荷物重量 4t超 | 121.4 | 111.9 | 113.1 | 114.5 | 117.7 | 124.7 |



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」
投稿サイト
(国土交通省HP内)

恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転防止義務
違反を招くおそれ
があります。



無理な到着 時間の設定

最高速度違反を
招くおそれがあり
ます。

過積載になる ような依頼

過積載運行を招く
おそれがあります。



異常気象時 の運行指示

輸送安全確保義務
違反を招くおそれ
があります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附带作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357
愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中



「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった附帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 依頼(契約)になかった付帯作業
 - 2. 依頼にはなかった付帯業務
 - 3. 依頼にはなかった付帯業務
 - 4. 依頼にはなかった付帯業務
 - 5. 依頼にはなかった付帯業務
 - 6. 依頼にはなかった付帯業務
 - 7. 依頼にはなかった付帯業務
 - 8. 依頼にはなかった付帯業務
 - 9. 依頼にはなかった付帯業務
 - 10. その他、コンプライアンス的に問題と見られるもの
- (内容: _____)
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

| | |
|------------|--|
| 【記入項目と記入例】 | |
| トラックの種類 | トラックの大きさ トラックの形状 |
| いつ | 年 月 日 |
| 荷主 | <記入例> 「国土交通省YZ(株)」・「西ヶ原建設(元請)」・(記入せず) |
| 場所 | <記入例> 1. 「東京都千代田区西ヶ原2丁目」の「西ヶ原第3物流センター」 2. 「神奈川県横浜市都筑区」の「神奈川運輸支局(株) 東側の物流倉庫」 3. 「東京都千代田区」の「小糸系の物流センター」 (注1) 荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例のように住所と場所をご記入下さい。 (注2) 可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願い致しますが、どうしてもご記入できない場合は、荷主名(又は商標)をご記入ください。 |
| 内容 | 【自由記入欄】 記入例1 「16時」に到着指定され、定時に着いたのに「3時間」以上待たされた 記入例2 当日、予定にない荷役「2/16レット」を追加で積み依頼された 記入例3 「16レット荷役」と聞いていたのに「手荷役」だった 記入例4 荷主が簡易道路を使用した分の料金を負担する条件であったのに「簡易料金を負担」してくれなかった |

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
 - ・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
 - ・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
 - ・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
 - ・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
 - ・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
 - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

必ずチェック！ 最低賃金！ 働く人と雇う人のためのルールです！

香川県の最低賃金

(令和6年度改正)

◎地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、香川県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用されます。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

| 件名 | 時間額 | 効力発生年月日 |
|---------|-----------------------|--------------------------|
| 香川県最低賃金 | 970円 (918円) | 令和6年10月2日 (令和5年10月1日) |

() 内は改正前

◎特定最低賃金(産業別最低賃金)

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額*以上の賃金を支払わなければなりません。

| 件名 【適用する業種】 | 時間額 | 適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。) | 効力発生年月日 |
|--|--|--|---|
| 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 【E0995 冷凍調理食品製造業】※ | 970円* [849円] 改正諮問がなかったため *香川県最低賃金が適用 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務 | 令和6年10月2日* [令和3年12月15日] *香川県最低賃金が適用 |
| 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 【E25 はん用機械器具製造業、E26 生産用機械器具製造業、E27 業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く。)]※ | 1,092円 (1,040円) | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者 | 令和6年12月15日 (令和5年12月15日) |
| 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 【E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業】※ | 1,093円 (1,041円) | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者 | 令和7年1月8日 (令和6年1月3日) |
| 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 【E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。)、E29 電気機械器具製造業(E295 電池製造業、E299 その他の電気機械器具製造業を除く。)、E30 情報通信機械器具製造業】※ | 1,030円 (982円) | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) | 令和6年12月15日 (令和5年12月15日) |

() 内は改正前

※【 】の業種分類は日本標準産業分類(令和5年7月告示)に基づいたものです。また、適用する業種には、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類されるものに限る。)を含みます。

- 地域別最低賃金額又は特定最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
- 最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

ホームページはこちら ➡



香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署 ・高松 087-811-8946 ・丸亀 0877-22-6244 ・坂出 0877-46-3196
・観音寺 0875-25-2138 ・東かがわ 0879-25-3137

(R6.12)

事務連絡
令和7年1月1日

会員各位

一般社団法人 香川県トラック協会

令和6年度 整備管理者選任後研修のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます

標記研修については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に基づき実施しておりますが、令和6年度整備管理者選任後研修を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

なお、当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

敬具

記

1. 研修日時及び場所

別紙のとおり

2. 研修内容

- (1) 整備管理者の役割について
- (2) 自動車の点検整備について
- (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策
- (4) 車両管理上必要な関係法令について
- (5) 車両管理の内容について
- (6) 運転者等に関する指導教育について
- (7) その他、整備に関する行政情報等(通達)について

3. 研修対象者

整備管理者として既に選任されている方

※また、令和5年度(令和5年4月から令和6年3月)に標記研修をすでに受講された方は対象外となります。

以上

令和6年度整備管理者選任後研修の受講申込についての注意事項

- 当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。
※「整備管理者選任前研修」とは異なる研修となりますのでご注意ください。

- 令和5年度に「整備管理者（選任後）研修」を受講している整備管理者、既に解任されている整備管理者（研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含む。）及び整備管理者補助者は研修を受講する必要はありません。

- 令和6年4月1日以降に新たに選任された整備管理者については令和8年3月31日までに1回目の「整備管理者（選任後）研修」を受講していただければ差し支えありません。

- 当研修は「事前申込制」となっており、申し込み状況によっては、希望される日程での受講受付ができない場合がございますので、予めご了承ください。
※原則として、事前申込がない場合の受講当日の受講希望はお断りいたしております。

令和6年度 整備管理者選任後研修 受講申込票

| 月日 | 研修時間 | 場所 | 定員 | 希望日程に○ |
|----------|-------------|----------------------------|-----|--------|
| 1月20日(月) | 9:30~12:30 | 四国交通共済会館 | 80名 | |
| | 13:30~16:30 | | | |
| 1月31日(金) | 9:30~12:30 | 四国交通共済会館 | 80名 | |
| | 13:30~16:30 | | | |
| 2月10日(月) | 9:30~12:30 | 高松サンポート合同庁舎 南館1階101大会議室 | 85名 | |
| | 13:30~16:30 | | | |
| 2月13日(木) | 13:30~16:30 | 四国交通共済会館 | 80名 | |
| 3月13日(木) | 13:30~16:30 | 高松サンポート合同庁舎 北館アイホール | 30名 | |
| 3月17日(月) | 13:30~16:30 | 高松サンポート合同庁舎 北館アイホール | 85名 | |
| 3月19日(水) | 9:30~12:30 | 高松サンポート合同庁舎 北館アイホール | 85名 | |
| | 13:30~16:30 | | 55名 | |

【受付】 午前の部=9:00~9:30 午後の部=13:00~13:30

○受講希望者データ (複数名のお申込みは当様式をコピーして使用ください。)

| | |
|--------------|--------|
| (会社名) | (営業所名) |
| | (担当者名) |
| (※) 研修受講希望者名 | (ふりがな) |

※当研修は、整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

※申込締切日 令和7年1月6日(月) 協会必着

※問い合わせ先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課
電話：087-851-6381

受講申込票返信先FAX番号 087-821-4974



四国交通共済会館

住所：坂出市番の州公園 6 番 6 号

電話：0 8 7 7 - 4 4 - 4 4 1 6

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応していません。
カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、香川運輸支局（電話：0 8 7 - 8 8 2 - 1 3 5 5）までお願いします。



【重要】

高松サンポート合同庁舎会場には、ご利用いただける駐車場がありません。
 近隣の有料駐車場又は公共交通機関をご利用いただきお越しく下さい。

高松サンポート合同庁舎

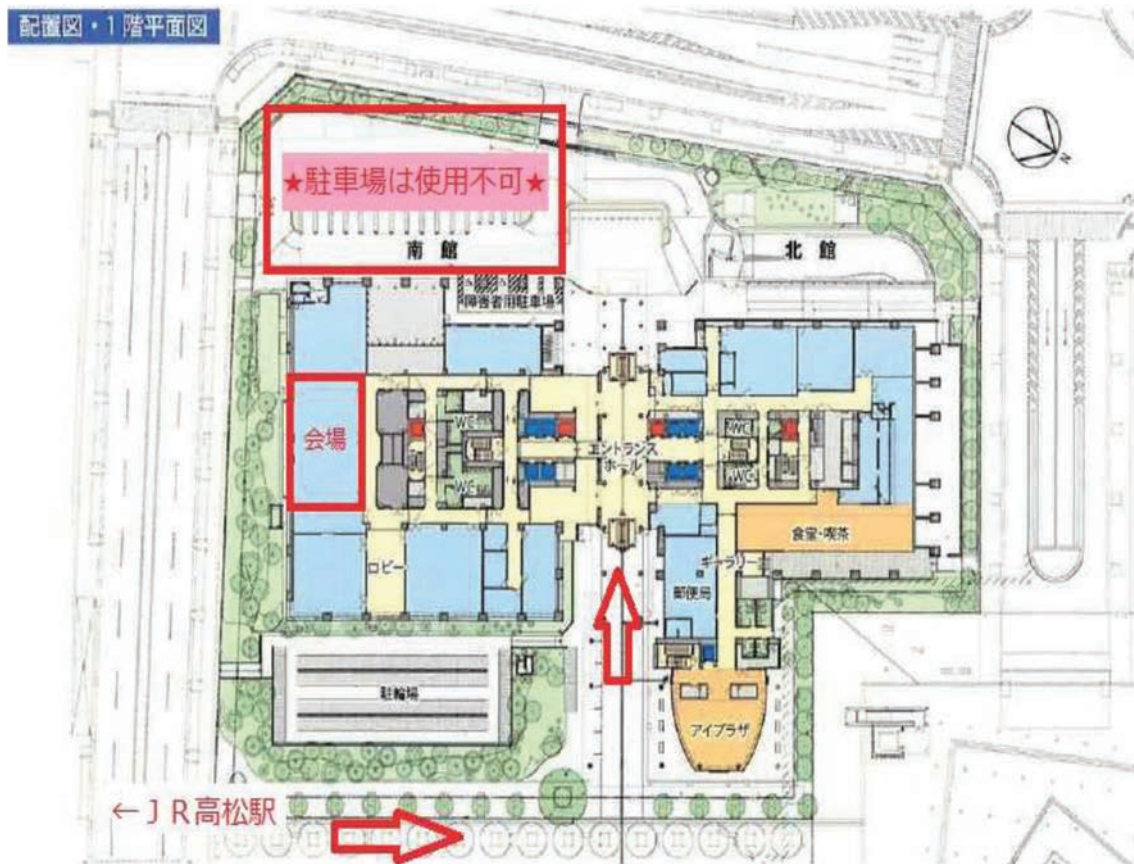
住所：高松市サンポート3番33号

電話：087-802-6786

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応していません。
 カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、香川運輸支局（電話：087-882-1355）までお願いします

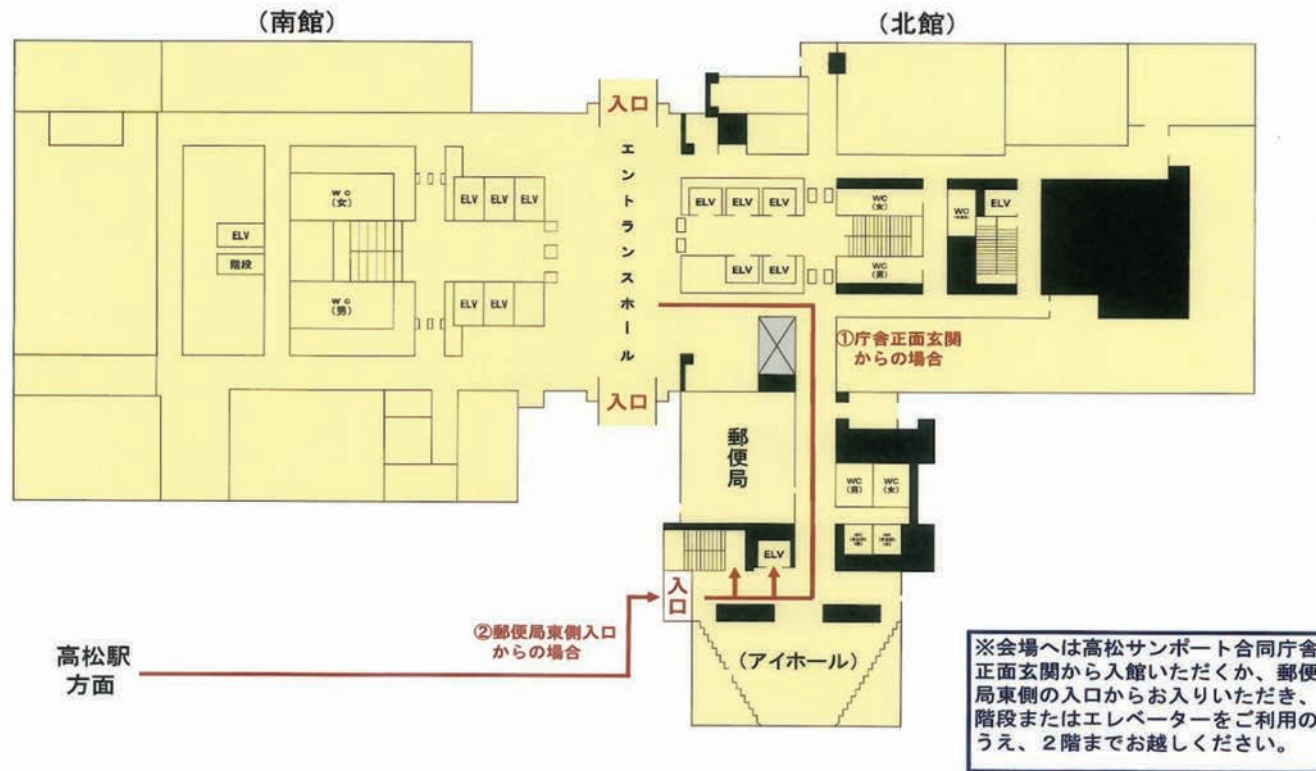
高松サポート合同庁舎（南館 1階 101号室）



※2月10日（月）のみ開催

高松サンポート合同庁舎（北館アイホール）

高松サンポート合同庁舎アイホール案内図



事務連絡
令和6年11月 日

受講者 各位

一般社団法人 香川県トラック協会

整備管理者手帳の持参について

香川県トラック協会では、平成24年度より整備管理者選任後講習を受講された方を対象に「整備管理者手帳」を発行しております。

この度開催されます研修に当該手帳をご持参いただくと、手帳に受講証明印を押印のうえ、お返しいたします。

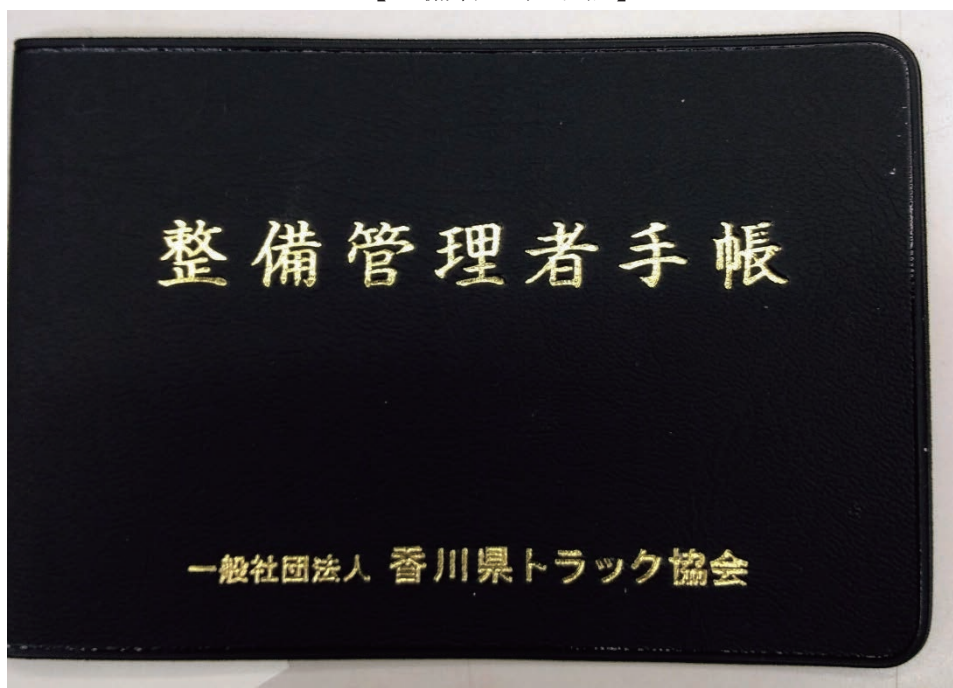
なお、新たに選任され、これまでに整備管理者選任後研修を受講されたことのない方については受講後に手帳を発行させていただきます。

そのほか、ご不明な点につきましては適正化事業課(087-851-6354)までお問い合わせ下さい。

○既に整備管理者手帳を所有されている方へ○

手帳内にある、氏名・生年月日・現住所等必要事項をご記入いただき、ご持参頂きますようお願い申し上げます。

【整備管理者手帳】



令和7年1月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通り開催致しますので、参加ご希望の会員様は下記申込票にて1月20日(月)までにご返信下さい。準備の都合上、定員50名(先着順)、期日厳守とさせていただきます。

なお、勉強会当日に資料代1名1,000円を徴収致しますので、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意ください。

敬具

記

1. 日 時 令和7年1月30日(木) 9時00分～18時20分
※受付8時30分より
2. 場 所 ホテルパールガーデン 本館1階「玉藻」
高松市福岡町2-2-1
3. 内 容 「運行管理者試験に向けての対応等」
4. 講 師 ヤマト・スタッフ・サプライ(株) ご担当者

参 加 申 込 票

会 社 名 : _____

受 講 者 名 : _____

メー ル ア ド レ ス : _____

※eラーニングでの過去問題演習時に必要です。

香ト協FAX : 087-821-4974宛ご返信下さい。

令和7年1月6日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣

「プラン2025目標達成セミナー」開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、全日本トラック協会では、令和7（2025）年までに、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を970人以下とし、飲酒運転ゼロを目指すという目標を掲げ、死者数と重傷者数の合計を車両台数1万台あたり「6.5人以下」とすることを全都道府県の共有目標とする「トラック事業における総合安全プラン2025（プラン2025）」を策定したところです。

この数値目標を達成するため、「プラン2025」の内容と「交差点事故」・「追突事故」の防止を中心テーマに、最新の情報を織り込んだ事故防止対策についてご理解いただくとともに、出席者同士の小集団での情報交換をおこない、自社での事故防止活動のヒントを見つけていただくためのセミナーを実施致します。

つきましては、参加を希望される事業者は別紙参加申込表に必要事項を明記され、返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、当セミナーはGマーク加点対象セミナーとなりますので、令和7年度に申請予定の事業所は参加をご検討ください。

敬具

記

1. 日 時 令和7年1月24日（金）13：30～16：30（予定）
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
3. 内 容 (1)「事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策」（1時間程度）
(2)グループディスカッション（1.5時間程度）※
※出席者より情報交換の進行役を決める予定です。
(3)まとめ、アンケート記入（20分程度）
4. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 担当者
5. 対 象 者 経営者および管理者（現場での安全を管理される方） 等
6. 募集人数 定員30名（先着順。定員になり次第、締め切ります）
7. 申込方法 「参加申込書」にご記入の上、1月15日までにFAXでご返信ください。
8. 問 合 先 一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 明石）
電話番号 087-851-6381

以上

香川県トラック協会 管理課 あて

「プラン2025目標達成セミナー ～あらたな事故削減目標への取り組み～」
参加申込書

| | | |
|-----------------|-------|----------|
| 事業者名 支店・営業所名 | | (申込担当者) |
| 受講者 ① | 所属・役職 | |
| | 氏 名 | |
| 受講者 ② | 所属・役職 | |
| | 氏 名 | |
| 受講者 ③ | 所属・役職 | |
| | 氏 名 | |

- (注1) 1社最大3名までとさせていただきます。
(注2) メモを取る場面がありますので、筆記用具を必ずご持参ください。
(注3) 定員30名になり次第、締め切らせて頂きます。
(注4) 当日、体調のすぐれない方は、その旨ご連絡いただき、無理せず参加をご遠慮ください。

【締切日】令和7年1月15日(水)

【返信先FAX番号】087-821-4974

陸運事業者のための安全マネジメント研修



参加費
無料

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメント
システムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～

この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

運輸安全マネジメント（運輸安全M）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んでいかなければならない内容のものです。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

開催日時： 令和7年2月7日(金) 13:30～16:30

開催場所： 香川県トラック総合会館 5階大会議室
※駐車場は台数に限りがある為、乗り合わせ又は公共交通機関をご利用ください。

講師： 陸災防本部 安全管理士 中尾 陽 氏

定員： 約40名(先着順です。)

内容： (1) 「運輸安全M」と「RIKMS」の概要説明(30分)
(2) 「運輸安全M」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
(3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸災防香川県支部 電話 087-851-6251 ※申込期限：令和7年1月24日(金)

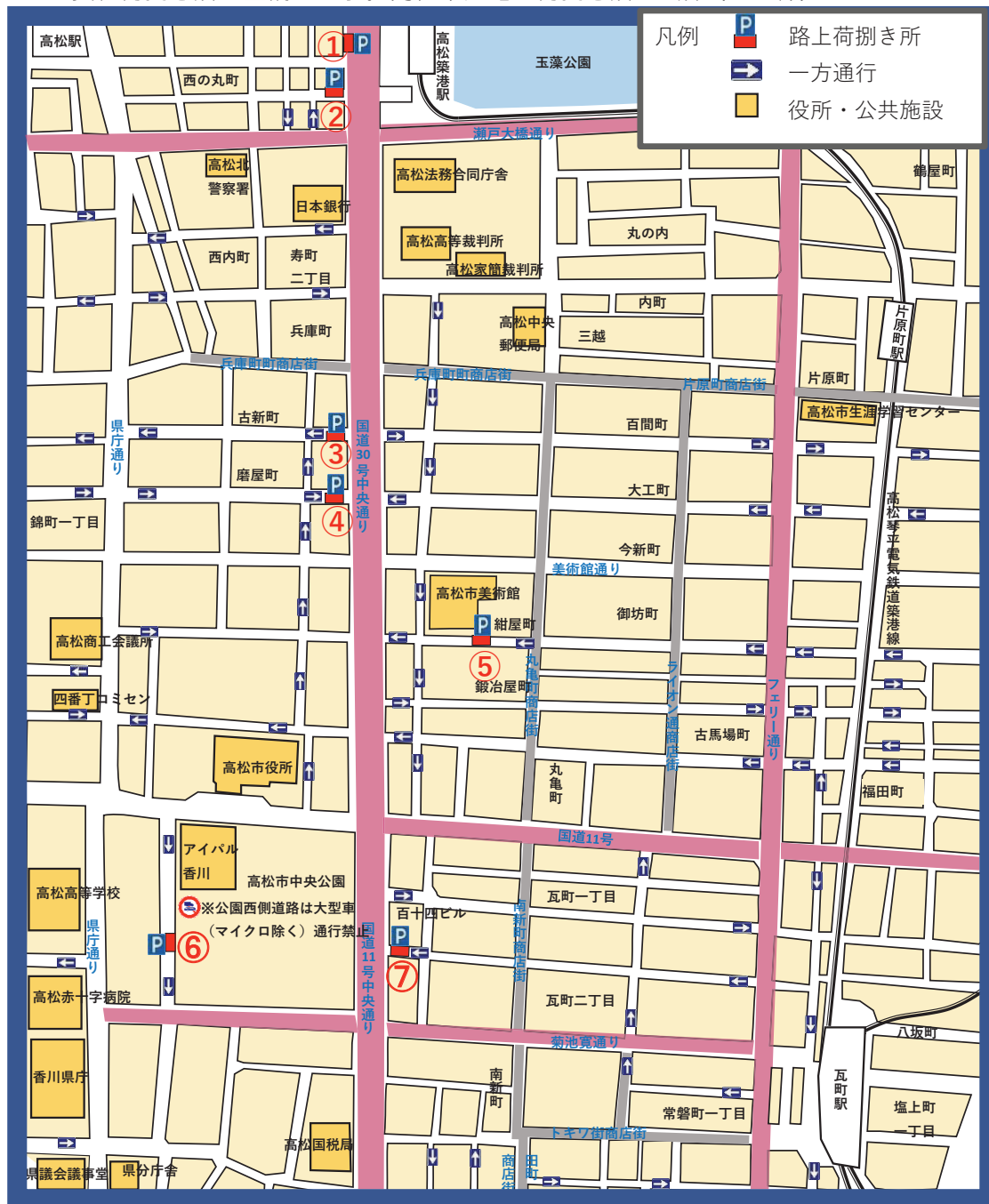
参加申込書 (送信先FAX 087-821-4974)

| | | |
|----------|----------|------|
| ふりがな | | |
| 参加者氏名 | ① | ② |
| 事業場名 | | |
| 所在地 | 〒 - | |
| 電話・担当者氏名 | TEL() - | ご担当者 |

※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

高松市街地路上貨物荷捌き所マップ

令和6年中に高松市街地のパーキングメーター・パーキングチケット跡地等4か所に、新たに貨物荷捌き所を整備します。高松市内路上荷捌き所7か所（16枠）



| 番号 | 目標 | 台数 | 利用できる時間 | 利用できる車両 | 番号 | 目標 | 台数 | 利用できる時間 | 利用できる車両 |
|-------|---------------|----|------------|----------------|-------|-------------------|----|------------|----------|
| ① | 寿町北交差点北 | 1台 | 8:30~19:00 | 荷捌き中の貨物車 | ⑤ | 紺屋町高松市美術館南側 | 1台 | 8:00~19:00 | 荷捌き中の貨物車 |
| NEW ② | 寿町パーキングメーター跡地 | 3台 | 8:00~19:00 | 荷捌き中の貨物車 | NEW ⑥ | 中央公園西側パーキングチケット跡地 | 3台 | 8:00~19:00 | 荷捌き中の貨物車 |
| NEW ③ | 古新町高松スクエアビル北側 | 3台 | 終日 | 荷捌き中の貨物車 バス | NEW ⑦ | 亀井町パーキングメーター跡地 | 3台 | 8:00~19:00 | 荷捌き中の貨物車 |
| ④ | 麿屋町高松スクエアビル南側 | 2台 | 8:00~19:00 | 荷捌き中の貨物車 | | | | | |

③は、荷捌き中の貨物車以外にバスも駐車できます。
 荷捌き所は、現に荷捌きをしている貨物車両（営業・自家用）が駐車できます。（無料）

令和7年1月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 第1回 令和6年 4月25日(木) | 第8回 令和6年12月 5日(木) |
| 第2回 5月23日(木) | 第9回 令和7年 1月30日(木) |
| 第3回 6月 6日(木) | 第10回 2月 6日(木) |
| 第4回 7月 4日(木) | 第11回 3月27日(木) |
| 第5回 8月29日(木) | |
| 第6回 9月26日(木) | |
| 第7回 10月24日(木) | |

<事故惹起運転者講習会>

| | |
|------------------------------|-------------------|
| 第1回 令和6年 5月 9日(木) | 第5回 令和7年 1月23日(木) |
| 第2回 7月11日(木) | 第6回 3月13日(木) |
| 第3回 9月12日(木) | |
| 第4回 11月 7日(木) | |

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

| ✓印 記入欄 | 開催日 | ✓印 記入欄 | 開催日 |
|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 終了 | 令和6年 4月25日(木) | 終了 | 令和6年 12月5日(木) |
| 終了 | 5月23日(木) | | 令和7年 1月30日(木) |
| 終了 | 6月6日(木) | | 2月6日(木) |
| 終了 | 7月4日(木) | | 3月27日(木) |
| 終了 | 8月29日(木) | | |
| 終了 | 9月26日(木) | | |
| 終了 | 10月24日(木) | | |

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

| ✓印 記入欄 | 開催日 | ✓印 記入欄 | 開催日 |
|-----------|--------------|-----------|---------------|
| 終了 | 令和6年 5月9日(木) | | 令和7年 1月23日(木) |
| 終了 | 7月11日(木) | | 3月13日(木) |
| 終了 | 9月12日(木) | | |
| 終了 | 11月7日(木) | | |

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

| | | | |
|--|-------------|----------|-------|
| | ふりがな 氏 名 | 生年月日 | |
| | | 昭和 平成 | 年 月 日 |

○派遣先データ

| | | | |
|------|---|-------|--|
| 会社名 | | | |
| 会社住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 担当者名 | | 役 職 | |

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部
▶▶▶ FAX 03-3453-7561

| | | | |
|----------------|--|-------|--|
| 事業場名または 個人名 | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 都道府県 | | | |
| メールアドレス | | | |

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251

